「大内文化ゾーンまちづくり調査事業」に係る公募型プロポーザル実施要領

1　目的

この実施要領は、大内文化ゾーンまちづくり調査事業の実施にあたり、物品調達及び業務委託に関するプロポーザル実施取扱要領（以下「取扱要領」という。）第３条第１項に規定する業務を委託するにあたって、当該業務の目的及び内容に最も適した者を選定するための公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

2　業務の概要

（１）　業務の名称

「大内文化ゾーンまちづくり調査事業」

（２）　業務内容（詳細は別添仕様書のとおり）

①当該地域の地域資源調査、町屋の現地調査等の実施

②大内文化ゾーンの町屋活用コンセプトの策定

③現存する町屋の具体的な活用プランの作成（２軒程度）

④地域向け事業説明会の実施

（３）　委託期間

契約締結日から令和６年３月３１日まで。ただし、（２）のうち③については、令和５年１１月３０日までとし、①②④については、令和６年３月３１日までとする。

（４）委託上限額　５，４００，０００円（消費税込み）

3　参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件をすべて満たすものとする。

（１）令和５年６月１日現在において、山口市競争入札参加資格を有していること。

（２）令和５年度の物品・業務委託競争入札参加資格者名簿の区分５７「業務委託（調査・研究)」のコード０１「調査・分析」の登録があること。

（３）令和５年度の建築コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿の区分０２「建築関係建設コンサルタント業務」のコード２０１「建築一般」の登録があること。

（４）暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。

（５）山口市税の滞納がないこと

（６）プロポーザル参加意向申出書の提出期限から契約締結までの間において、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。

4　選定スケジュール（予定）

日時	内容
5月1日（月）	実施要領の公表
5月1日（月）～ 5月１９日（金）午後4時まで	質問の受付
5月２６日（金）	質問回答（最終） 午後5時までに市ウェブサイトに掲載
6月2日（金）午後5時	プロポーザル参加意向申出書締め切り
6月9日（金）午後5時	企画提案書提出締め切り
6月２１日（水）～6月２３日（金）	評価委員会（プレゼンテーション）実施予定
6月２６日（月）	受託候補者の決定及び通知予定
6月末	契約締結

5　プロポーザル参加意向申出書の提出

（1）提出書類

①プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）

参加申込者（本社）の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名を記入の上、代表者印を押印すること。

（2）部数・・・・1部

（3）提出期限

令和5年6月2日（金）午後5時までに提出すること。（持参又は郵送必着）

（4）提出先

本要領１２に同じ。

6　仕様書等に対する問い合わせ

仕様書等に関して質問、疑義等がある場合は、質問書（様式第2号）を電子メールで提出すること。

（1）提出期限

令和5年5月１９日（金）午後4時（必着）

（2）提出先

本要領１２に同じ。

（3）回答方法

質問に対する回答は、一定程度集約した上で質問者名を伏せて令和5年5月２６日（金）午後5時までに山口市ウェブサイトへ掲載する。ただし、簡易な質問等については、電子メール等により個別に回答する。

7　企画提案書等の提出

（１）提出書類

①企画提案書（様式第３号）

②企画書

・様式、書式は任意。ただし、Ａ４判（縦横不問）で作成し、高度な専門知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい文書、表現を用いること。

③業務実施体制書（任意様式）

・各業務の担当者の業務経験等を記載

④類似・関連業務実績書（任意様式）

⑤見積書（任意様式）

・山口市長あて。業務内容及び積算内訳を記載。

⑥応募者の概要がわかるもの

・既存のパンフレット・ウェブサイトのプリントアウト等で可。

⑦市税の滞納がないことを証明する書類

（２）提出部数

８部（正本１部、副本７部）。

（３）締切

令和５年６月９日（金）午後５時（持参又は郵送で必着のこと）

（４）提出先

本要領１２に同じ。

8　審査の実施

（１）評価委員会

市職員、外部委員等で構成する評価委員会が企画提案書とプレゼンテーション及びヒアリングにより提案内容を評価し評価結果に対する審査委員会の審査を経て、受託候補者を選定する。評価委員会は、別表１に掲げる評価項目に従い、別表２及び別表３に掲げる５段階評価基準により採点した結果を合計し、合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。ただし、委託業務の品質確保の観点から、評価点の合計が全体の６割に満たないものは受託候補者から除外するものとする。

評価点の合計が同数の場合は、各評価委員の最高評価得点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、多数決により選定する。

（２）プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書等に基づきプレゼンテーションを行う。

①実施予定日

令和５年６月２１日（水）～６月２３日（金）のうち１日。

時間、場所、順番等は別途通知する。

②出席者

１応募者につき３名以内

③プレゼンテーション時間

プレゼンテーションは２０分以内、質疑応答を１０分程度行う。

④その他

・プロジェクター、スクリーン等を使用する場合は担当課（本要領１２に同じ）に速やかに連絡すること。なお、プロジェクター等に接続するパソコンは応募者が準備すること。

・プレゼンテーションへの web による出席を認めるが、主となる説明者は必ず会場に来場すること。この場合、web による出席者を含め３名以内とする。

・事務局では、プレゼンテーション会場においてインターネット環境を準備しない。提案事業者側で web 会議システムを用意すること。(事前に調整させていただきます。)

・企画提案の内容には、民間団体の秘密に属するものが含まれることから、評価委員会は非公開で開催するものとする。

（３）審査結果

審査結果については、提案者全員に文書により通知するとともに、山口市ウェブサイトにおいて公表する。なお、選定された受託候補者については、名称及び採点結果等を公表する。透明性の確保を図る観点から、その他の提案者についても、名称を伏せて採点結果を公表する。

９　契約

令和５年６月末を目処に協議を行い、業務委託契約を締結する。

ただし、契約締結に係る協議が不調に終わったときや、本業務を委託することが著しく不適当と認められる事態が生じたときは、契約を締結しない。この場合においては、本業務の受託準備のために要した費用は補償しない。なお、この場合、市は受託候補者の次点者と交渉を行うことがある。

１０　失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

（１）　本実施要領に定める手続きを遵守しない場合

（２）　提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）　選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合

（４）　その他、社会通念上に照らし、失格にあたる事由があると認められる場合

１１　その他留意事項

（１）応募者は、複数の企画提案をすることはできない。

（２）提案に要する一切の費用は応募者の負担とする。
（３）応募者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
（４）提出書類は返却しない。
（５）提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
（６）提出書類は、本プロポーザルにのみ使用し、目的外には使用しない。
（７）本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。

１２　提出先・問い合わせ先

〒753-8650
山口市亀山町２番１号
山口市交流創造部文化交流課
歴史文化のまちづくり推進室（山口総合支所３階）
担当：柳本
ＴＥＬ　083-934-4155／ＦＡＸ　083-934-2670
e-mail　bunka@city.yamaguchi.lg.jp

別表１　企画提案書評価基準・配点等

評価項目		配点	係数	評価点	審査基準
業務の理解度		5	×２	１０	仕様書に記載された業務内容及び市の関連施策等を十分理解し、企画提案書に反映されているか。
提案内容	独自性	5	×３	１５	創意工夫や独自性のある提案か。
	地域性	5	×３	１５	大内文化ゾーンの地域性を理解し、その魅力を発信できるか。 地域関連団体等との連携が可能か。
	将来性	5	×３	１５	次年度以降の将来を見据え、地域活性化等に繋がる提案となっているか。
	実現性	5	×３	１５	提案内容に具体性があり、実現可能な内容となっているか。
実施体制		5	×２	１０	業務を行う上で必要な能力を有する人員を配置し、業務を的確・円滑に遂行できる実施体制が確保されているか。
業務実績		5	×２	１０	過去に同様の業務での実績を有し確実に業務を遂行できる能力を有しているか。
見積金額		5	×２	１０	見積金額と委託上限額との比較による評価。 ・次の計算式により算出した割合を下記別表３により評価 採点基準割合＝見積金額／委託上限額×100
合計				100	

別表２　採点基準

区分	評価
優れている	5
やや優れている	4
普通	3
やや劣っている	2
劣っている	1

別表３　見積金額の評価

区分	評価
採点基準割合９０％以下	5
採点基準割合９５％以下	4
採点基準割合１００％以下	3
委託上限額を超える	0